



三重県公報

平成29年1月10日 (火)

第 2867 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
3	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(福 利 厚 生 課)	2
告 示			
8	有害な興行の指定	(少 子 化 対 策 課)	2
9	指定管理者の指定	(水 資 源 ・ 地 域 プ ロ ジェクト課)	2
10	平成28年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	3
11	漁船損害等補償法の規定による付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の縦覧	(水 産 経 営 課)	3
12	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス産業振興課)	4
13	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
14	同件	(同)	5
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男 女 共 同 参 画 ・ N P O 課)	5
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	平成29年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集	(畜 産 課)	7
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	9
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	9

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年一月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年三重県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第五号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の下に「（ロに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第二条の五第五号の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 8 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 29 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
1	映画	こくまるオッパイ かきまぜられた私	オービー映画	平成 29 年 1 月 10 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
2	映画	ワレメの誘惑 あそこの具合	新東宝映画		
3	映画	未亡人下宿？ 谷間も貸します	オービー映画		
4	映画	特務課の星 蜜乳コスプレ大作戦！！	オービー映画		
5	映画	アルティメットマスターベーション しごきの山	オービー映画		

三重県告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県立ゆめドームうえのの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成 29 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目 12 番 1 号
名 称 日本環境マネジメント株式会社
代表者 代表取締役 片山 安茂
- 2 指定した年月日

平成 28 年 12 月 21 日

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 10 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 29 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官 候補生	男子 女子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官 候補生	男子 女子	平成 29 年 1 月 30 日（月）まで	平成 29 年 2 月 5 日（日）	平成 29 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男子及び女子。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官 候補生	男子 女子	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 11 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 29 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
北牟婁郡紀北町海野 296	野呂 考壽	海野	海野漁業協同組合
北牟婁郡紀北町三浦 263	西村 一弘	海野	海野漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成 29 年 1 月 10 日から同月 24 日まで

(2) 縦覧場所

北牟婁郡紀北町海野 191-1 海野漁業協同組合

三重県告示第 12 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A コープ楠店

四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか 9 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコーブ近畿	大阪府高槻市番田 1 丁目 51 番 1 号	島 秀和

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコーブ近畿	大阪府高槻市番田 1 丁目 51 番 1 号	岩重 正志

3 変更年月日

平成 28 年 6 月 29 日

4 変更理由

小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出の日

平成 28 年 12 月 1 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 1 月 10 日から同年 5 月 10 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 13 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成29年1月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
四日市三井ショッピングセンター
四日市市安島一丁目92番12
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成29年1月10日から同年2月10日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第14号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の名称の変更）に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成29年1月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Aコープ楠店
四日市市楠町北五味塚字塩役1465-1ほか9筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成29年1月10日から同年2月10日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年1月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成28年12月27日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 WORLD PEACE 伊賀
 - (2) 代表者の氏名
山下 哲生
 - (3) 主たる事務所の所在地

伊賀市蔵縄手 817 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、世界人類の人々に対して、安定した日常生活を送る為に関する事業を行い、もって日常生活支援・人材育成・友好関係の支援・環境全般保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 12 月 27 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 M・K・Yグループ

(2) 代表者の氏名

横畑 和

(3) 主たる事務所の所在地

津市乙部 2154 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者の福祉の向上に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 12 月 27 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 なごみ

(2) 代表者の氏名

今井 將登

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市三日市 1 丁目 19 番 8 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉に関わる事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 28 年 12 月 27 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 小規模多機能サービス宅老所紫苑

- (2) 代表者の氏名
中村 彌生
- (3) 主たる事務所の所在地
員弁郡東員町大字大木 602 番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者・障害者（児）やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神をもとに、地域に根ざしたサービス活動を提供し、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと、福祉に寄与することを目的とする。

平成 29 年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集を次のとおり行います。

平成 29 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 見積に関する事項

- (1) 見積の対象となる価格
別に定める区域ごとの 200cc 牛乳 1 本当りへの供給価格
- (2) 供給期間
平成 29 年 4 月 1 日（土）から平成 30 年 3 月 31 日（土）まで

2 見積を提出できる者の資格に関する事項

次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 畜産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 5 条第 1 項の乳業者又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号により当該乳業者を組合員とする事業協同組合
- (2) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項に基づく総合衛生管理製造過程を経て、製造又は加工することについての承認を受けている者又は安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者
なお、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者の範囲については、学校給食用牛乳の製造に関し衛生管理基準を整備し、定期的に外部監査を受けている者とします。
- (3) 乳業者にあつては、学校給食用牛乳の供給に必要な生乳の配乳について、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 5 条の指定生乳生産者団体の確認を得ている又は得ることが確実である者。牛乳卸・小売業者にあつては、牛乳の販売実績等に鑑み、十分に学校給食用牛乳の供給が可能と見込まれる者
- (4) 過去に供給事業者の決定の取消しを受けた乳業者にあつては、当該取消しを受けた日から 2 年以上経過している者
- (5) 三重県の酪農振興に資するため、学校給食用牛乳に使用する生乳について、県産生乳の優先使用に努める者

3 見積提出の手續に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部畜産課畜産振興班
電話 059-224-2541
- (2) 見積説明会の日時及び場所
ア 日時 平成 29 年 2 月 2 日（木） 14 時 30 分
イ 場所 三重県津市広明町 13 番地 三重県庁 6 階 農林水産部ミーティングルーム
ウ やむを得ない理由で欠席される場合は、平成 29 年 1 月 27 日（金）17 時までに(1)まで連絡してください。
- (3) 見積提出の日時及び場所
ア 日時 平成 29 年 2 月 21 日（火） 14 時 30 分
イ 場所 三重県津市広明町 13 番地 三重県庁講堂棟 3 階 第 132 会議室
ウ 郵送の場合は、平成 29 年 2 月 17 日（金）17 時までに(1)に必着とします。
- (4) 見積提出資格の確認
見積提出希望者は、見積説明会で示す必要書類を次の提出期限までに(1)まで提出し、見積提出資格の確認

を受けなければなりません。

ア 提出期限

平成 29 年 2 月 14 日（火）

イ 提出場所

(1)と同じです。

ウ 審査

見積提出資格の適否を書類審査の上、決定します。

エ 提出資格審査の結果通知

平成 29 年 2 月 15 日（水）に通知します。

4 見積提出等に関する事項

- (1) 見積は、本人又はその代理人が区域ごとに提出するものとします。ただし、代理人が提出する場合は、前もって委任状を提出するものとします。
- (2) 見積は、消費税及び地方消費税を含まない金額で記入してください。

5 供給事業者の決定

- (1) 区域ごとに予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の範囲で、最も低い見積価格を当該区域の供給価格とし、原則として、最も低い見積価格を提出した者を当該区域の供給事業者として決定します。
- (2) 県内乳業者の経営に対する急激な影響を緩和し、地域経済の安定を図る観点から、前年度における当該区域の供給事業者（以下「前年度供給事業者」という。）が、次の要件を全て満たす場合は、前年度供給事業者を当該年度における当該区域の供給事業者とします。

なお、この措置は、実質的な競争を確保するため、同一区域において 2 年続けての適用は行いません。

ア (1)で決定された供給価格で引き続き当該年度期間の学校給食用牛乳の供給を希望していること。

イ 本県に学校給食用牛乳の製造に係る乳業工場を有すること。

ウ 資本の額又は出資の総額が 3 億円以下であり、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人以下であること。

エ 当該年度の供給事業者の決定において、この措置を適用した場合、本県における当該前年度供給事業者の学校給食用牛乳の供給量が前年度に比べ増大しないこと。

また、(2)の措置をとってもなお前年度供給事業者以外の乳業者が供給事業者となるときには、当該区域の供給価格となるべき最低価格と前年度供給事業者の見積価格を当該区域内の学校開設者に期間を定めて提示し、供給事業者変更の意向確認を行うこととします。その際、当該区域内の学校開設者の全てが前年度供給事業者による供給を希望する場合は、当該乳業者を供給事業者とし、当該乳業者から提出のあった見積価格を当該区域の供給価格とします。

- (3) 見積価格を比べた結果、同一区域に最も低い価格が 2 以上ある場合は、当該乳業者によるくじ引きにより、公正に供給事業者を決定します。ただし、それら見積価格を提出した乳業者において、当該区域の供給事業者である乳業者が存在する場合は、幼児、児童及び生徒に対する学校給食用牛乳供給の継続性の観点から、当該乳業者を供給事業者とします。

- (4) 見積価格の提出のない区域が生じた場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。

なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域内及び近隣に所在する乳業者並びに当該区域の隣接する区域に見積価格を提出した乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定します。

- (5) 予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の見積価格の提出がなかった場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。

なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域で最も低い見積価格を提出した乳業者並びに当該区域内及び近隣に所在する乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域供給価格及び供給事業者を決定します。

6 見積無効に関する事項

本公告に示した見積を提出する資格のない者及び見積提出資格の確認において虚偽の申請を行った者の提出した見積並びに次の要件に該当する見積は、無効とします。

- (1) 見積提出者が同一区域に 2 以上の見積を提出したとき。
- (2) 見積提出者又はその代理人が他人の見積提出の代理をしたとき。
- (3) 見積提出に際して不正行為があったとき。
- (4) 見積の記載内容が確認できないとき。

(5) その他あらかじめ見積説明会で指示した事項に違反したとき。

7 その他必要な事項

詳細は、見積説明会で説明します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）熊野北部地区（農業用排水施設整備）計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成29年1月10日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成29年1月11日から同年2月7日まで
- 3 縦覧の場所
熊野市役所農業振興課（熊野市井戸町796）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀農林事務所長から通知がありました。

平成29年1月10日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量、現地測量及び河川測量）
- 2 作業期間
平成28年11月14日から平成29年3月21日まで
- 3 作業地域
名張市安部田及び同市赤目町丈六

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成29年1月10日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年 12月22日	亀山市川合町字作千代治316-1ほか3筆	四日市市波木町1097-10 株式会社グリーンピアチトセ 代表取締役 千歳秀利

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
